

報告第9号

令和3年度読谷村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度読谷村健全化判断比率を、別紙監査委員の意見書をつけて報告します。

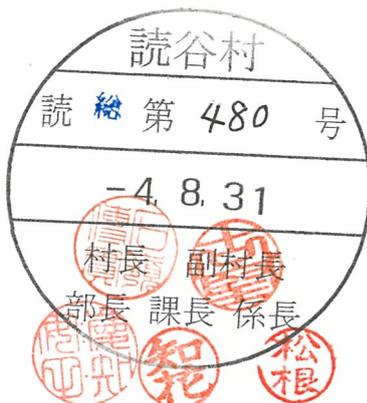
令和4年9月28日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

令和3年度読谷村健全化判断比率報告書

単位：%

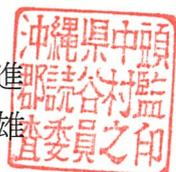
	実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実質 公債費比率	将来 負担比率
読谷村	—	—	4.5	—
早期健全化基準	13.61	18.61	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	



読 監 第 43 号
令和4年8月31日

読谷村長 石 嶺 傳 實 殿

読谷村監査委員 比 嘉 進
読谷村監査委員 與那覇 徳雄



令和3年度読谷村健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査を求められた令和3年度読谷村健全化判断比率について、審査意見書を提出します。

令和3年度読谷村健全化審査意見書

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.61
② 連結実質赤字比率	—	—	18.61
③ 実質公債費比率	4.5	4.1	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率はマイナス 5.39%となっており、早期健全化基準の 13.61%と比較すると、これを下回り良好である。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率はマイナス 24.64%となっており、早期健全化基準の 18.61%と比較すると、これを下回り良好である。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は 4.5%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回り良好である。

④ 将来負担比率について

将来負担比率はマイナス 77.3%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。